

令和2年度 第4回向日市男女共同参画審議会 議事要点録

○ 日 時 令和3年1月13日（水）午前10時00分から正午まで

○ 場 所 向日市役所本館3階 第7会議室（オンライン開催）

○ 出席者

（委員）

岩野委員、大東委員、高山委員、竹井委員、松田委員、松野委員、宮川委員
（事務局・説明員等）

ふるさと創生推進部 鈴木部長、林副部長

広聴協働課 小畑課長、上地主査

○ その他出席者

傍聴者 なし

○ 会議概要

議事内容

第3次向日市男女共同参画プランの策定について

第3次向日市男女共同参画プラン（案）について事務局から説明を行った。

【意見の要旨】

委 員：前回の審議会において、性教育という表現ができないか伺った結果、心の教育となっているが、意味合いが異なるように思う。

括弧書きなどでも、性教育という言葉を残すべきではないか。

事 務 局：担当課にヒアリングした結果、性教育といった表現にしてしまうと指導範囲が狭められてしまうため、記載するのは難しいということから心の教育とした。

委 員：心の教育というと何となく道德教育のような印象を受けるため、従来の健康教育の方が心の教育より良かったかもしれない。

委 員：過去に、性教育といった言葉を使用するのに違和感があったため、様々なトラブルから身を守るということで性の健康教育といった表現を使っていたことがある。

事 務 局：担当課と調整する。

会 長：性に関する教育の中には人権の意識が必要である。

性教育というと、望まぬ性行為や妊娠を避けましょうというイメージだが、そうではなくて、命を大切に、人権を尊重するといった視野が必要。

また、教育の中に異性愛のことしか書かれておらず、多様な性について教えるということが書かれていない。

生涯にわたる女性だけでなく、あらゆる人が健康になり、多様な性が入る表現がよいのでは。

性の健康教育には、それらを含むということによいか。

やはり私としては心の教育という表現に違和感を感じる。

委員：ヒアリングの結果心の教育になったとのことだが、心の教育には性教育が含まれているという認識か。

それとも異なることを行う予定か。

事務局：含まれている。

委員：先ほどの性の健康教育という表現について担当課に相談した上で、なお心の教育という表現がよいといった意見が出てくるのであれば、心の教育の中には性教育が入っているという認識で、今後やっていくという捉え方でよいか。

事務局：担当課と調整する。

会長：この基本施策は性と生殖に関することを教えるはずである。

心の健康教育としてしまうと、かえって心について教えなくてはいけなくなる。ここの施策において教えたいのは心ではなく知識であるが、性を入れないというのは教育委員会の合意なのか。

事務局：性教育としてしまうと、それだけに特化してしまうというイメージがある。

会長：施策の中で性に特化したことを教えるとあるのだから、性に特化した内容になるのは当たり前のことである。

性に特化することが、生殖行為について教えることだと担当課は勘違いしているのではないか。

事務局：再度担当課と検討する。

会長：販売会社によっては性的少数者について記載している教科書もあるはずであるため、そういった教科書を採択することができるはず。

旧来の性教育が伝わると困るという考え方を変える必要があり、それが私たち審議会の役割だと思う。

委員：会長が言われたように、性の知識を教えていただきたい。

例えば中学校でも、女子がスラックスを履くなど、だんだん時代が変わってきていると思うが、まだまだ性に関して教えることはある。

委員：教育委員会は文部科学省の方針に従って教育を司っているため、男女共同参画の計画で定められているからと言っても、文部科学省の方針で決まっていることに対して、新たに取り組むことは難しいと思われる。

そのため私たちとしては性教育という文言を入れてほしいが、難しいのであれば私たちの意図が含まれているといった担保を取って取り組んでいただくこと

が妥当なところではないだろうか。

事務局：担当課と実際の教科書を見ながらヒアリングをした際、もちろん生殖などについて載っているため、教科書に従い教育は行っていく、その上で性教育ということに縛られると難しいところがあるため、健康教育という表現を変えるのであれば心の教育でどうかという意見であった。

委員：男女共同参画の計画において、この文言を使いたい、この取組をしたいとなっても、教育委員会は市とは別の組織であるため、文部科学省の指針に則った表現しかできないのではないかと。

実質的に審議会で考えていることの取組が担保されているのであれば、最低限担当課が使える文言を使っただき、それに対して今後チェックをするということではいかがか。

会長：心が文言に入ってくるのは危険だと思われる。

道徳教育と同じようにされるのであれば、心といった文言が入っていないほうがいい。

事務局：担当課と性の健康教育で調整し、それでも性という文言が難しいということであれば、現行の健康教育といった文言で調整する。

委員：性と健康はそれぞれ求めていることが違うのでそこは明確にしたほうがいいのではないかと思う。

委員：具体的施策に、女性活躍センターにおいて情報提供を行うとあるが、ネットワークを形成するような文言の追加はできないか。

事務局：現状で取り組むことができることを協議した結果、この施策内容となった。まずはこの中でどれだけのことができるのか試してみたい。

委員：5年間で改訂する計画なので、ネットワークの形成は難しいかもしれないが、入れおいたほうがいいのではないかと感じた。

会長：女性活躍センターにおいて様々な催しをすることで、自発的に参加者間でネットワークが生まれることが理想と考えられる。

委員：新規施策として男性向けの相談窓口について入っており、とてもいいことだと思う。

会長：注釈に主なハラスメントが4点挙げられており、育休取得者に対するハラスメントがあるということを知ったことはあったが、パタニティハラスメントという言葉は知らなかった。

良く聞くハラスメントとして、モラルハラスメントという言葉があるが、一緒に載せてはどうか。

事務局：主なハラスメントの種類を載せるにあたり、京都府の計画と合わせようという

ことで、4点を挙げさせていただいた。

会長：京都府が挙げたものよりも減らすことは問題だが、足せるのであればモラルハラメントは入れてもいいのではないかと思う。

事務局：注釈に追加する。

委員：施策についてではないが、子どもを出産した後、例えば小学校6年生まで半日勤務ということを最初から計画しておくとは経済的に和らぐのではないかと考える。

会長：雇用契約を維持したまま働き方を時短にするということ。

委員：計画が立っていれば安心できると思う。なかなか大きい組織でないとできないかと思うが、そういった取組が女性の心配事を少しでも和らぐことにつながるのではないか。

委員：かつては3歳まで家にいる人が8割ほどであったが、現状は育児休業を取る方が多く、6割の人が1歳で保育園に預ける。

育児休業中の給付金などについても雇用主が払うわけではなく、保証されており、小さい企業でも費用はもらえる制度ができています。

委員：小学校低学年の場合学童保育などがあるが、もちろん男性も協力した上で、お母さんが時間を短縮して帰ってこられるということは、安心して子育てに繋がるのではないかと考えています。

委員：利用できる子どもの年齢制限もあるが、時短を使われている方は多い。

会長：フルタイムで雇用されれば必ずフルタイム、勤務時間が短い場合はパートで、といった働き方ではなく、社会全体がフレキシブルな働き方を選べるようになるという事。

委員：具体的施策に対する担当課の取り組みについてだが、男女共同参画とどう関わっているのかが分からない。

取組方針において、男女関わらずといった文言を入れることはできないか。

あらゆる人の社会推進となっているが、男女があまり見えない形で報告が上がってくるため、工夫が必要と思われる。

取組方針において年齢や障がい、国籍というところに関わらず、そこには女性と男性がいるんだということが分かる形での記載をしてはどうか。

そうしておかないと、例えば女性と男性では障がい者のあり方は異なるのに、性の取り組みが見えなくなる。

つまり男女共同参画プランなのであるから、やはり男女といった枠組みにどの担当課もこだわってほしいので、取組方針に見えるような形でかいて記載しておくべきではないかと思う。

事務局：検討する。

会長：基本施策15の取り組み方針において、年齢や障がい、国籍に追加して、性別に関わらずと入れるのはどうか。

委員：むしろ年齢や国籍に関わらず、男女の協力が必要です、という文言がいい気がする。

そこに性別を追加してしまうと、年齢や障がいと並列になってしまう。

こちらとしては高齢者や障がい者においても男女を意識して、どのようにして地域で自立していくのかということであるはずだが、担当課からは報告が上がってこない。

例えば障がい者支援課から上がってくる報告が、障がい者には男女がないような捉え方でしか上がってこないため、そういったところが問題かと。

全体的な取り組みは上がってくるが、性による取り組みが明確にならないのでどうにかしたい。

事務局：委員の皆さまからご意見をいただいているようなところに着眼して取り組んでいただくことを、それぞれの担当課に周知する必要がある。

委員：男女共同参画の視点からといった文言を入れてはどうか。

事務局：反映する。

委員：具体的施策の中に、高齢者が社会的に自立できるよう、地域の交流を推進するとあるが、高齢者の社会的な自立とはなんなのか。

会長：地域の交流を推進するとあるので、一人で社会との接触を断ってしまうことがないようにということか。

事務局：高齢者の方が地域健康塾などに参加し、交流を深めて健康を保持することなどで、自立生活の継続ということに寄与しているということから、自立という文言が入っていると思われる。

会長：社会的な交流を持つことによる精神的健康ということもあるが、介護されなくても済むような、身体的な健康のことを指しているのか。

事務局：文言としては出ていないが、担当課の中では精神的健康ということも含まれていると思われる。

会長：社会的自立というと、若者にちゃんと仕事をしなさいといった言葉のイメージがある。

高齢者が望むことをうまく表す工夫をお願いしたい。

事務局：検討する。

委員：具体的施策の中で、少数者を含むという文言を削除することだが残すべきではないか。

性的少数者に対する保健サービスや介護予防策等がなされていない状況にあるから、入れておくことで担当課も考えるようになるのではないかと。

事務局：担当課とのヒアリングを行った際、性的少数者に特化した取組をしているわけではなく、包括的に支援をしているため削除した方がいいのではないかと意見があった。

委員：削除してしまうと、これまでのような形でしか上がってこなかった取組が、さらになにも挙がってこなくなるのではないだろうか。

会長：施策の取組について評価をするにもかかわらず、普段やっていることを記載するだけでは、何も特別なことを行わなくていいことになるため、性的少数者について施策に載せていれば、意識的にどう動くか考えてもらえるという希望もあるのではないかと。

委員：あえて文言を残すことによって、担当課において考えなければいけないことと認識してもらうといった効果も、このプランは担っているのではないだろうか。

事務局：意見を担当課に伝え調整する。

会長：留守家庭児童会において保護育成の保護という言葉を変更されており、保護は難しいということであったが、何か特別な意味があるのか。

事務局：法的に保護をする権限があるのかと考えたときに表現が適切なのか、といった担当課の意見があった。

施策の中で言いたいことは、子どもたちが安心安全に過ごせる場所の提供といったほうが適切ではないかと意見があったため変更を行った。

強制力のある措置はできない。

会長：例えば虐待されている子どもを親から引き離して保護する、といった保護の意味合いか。

事務局：そのとおり。そういった意味合いの保護はできないということ。

会長：色々な場面において安心安全といった決まり文句が使用されるようになったが、安心安全といった言葉を使って安心してしまうことは好きではないので、安全の場だけでもいいのではないかと。

安全は定義できるが、どうすれば安心にできるかは心の問題であるので、どれだけ行っても安心してもらえないといったことが考えられる。

安全な場はこれだけやっているから安全である、と言いやすいので、安全の場という定義のほうが明確だと思う。

事務局：担当課と調整する。

会長：以上で審議終了とする。

事務局から連絡事項をお願いしたい。

事務局：パブリックコメントを1月25日から2月24日まで実施する。それを受けて3月に審議会を開催予定である。2月頃に日程調整のうえ開催する。